



安心して暮らせる地域を創り次世代につなげよう 第2回 地域を守り創る研修大会

地域住民自身が地域の活性化を図るため、若い人が参加しやすいテーマを掲げ、共に学び次世代につなげていく研修会を開催します。どなたでも無料で参加できます。

■問い合わせ・申し込み 地域を守り創る研修大会実行委員会事務局
(川上地域局地域振興課内 ☎(48)2200 FAX(48)3185)

申し込み方法
川上地域の人は、町内会長か地区の老人クラブ会長へお申し込みください。
川上地区以外の人は、電話またはファクスでお申し込みください。
※託児ができますので、希望する人は、前日までにお申し込みください。

申込期限：8月12日(月)

日時：9月1日(日) 午後0時30分(開場：正午) ～ 午後3時30分
会場：川上総合学習センター

内容
■アトラクション(午後1時20分～)：コールフローレスによる合唱、多国籍応援団くらしきによる応援・演舞
■講演会(午後2時～)
演題：「地域の絆、みんなの笑顔！」
講師：鎌田敏さん(こころ元氣研究所所長)



日ごろから健康づくりに心掛けましょう 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが国民健康保険税(国保税)を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。

■問い合わせ
保険税に関すること 税務課市民税係 ☎(21)0214
医療費に関すること 保険課健康保険係 ☎(21)0258
国保の加入・脱退に関すること 市民課市民係 ☎(21)0254

税額の計算は世帯ごとです
国保税の税額は、世帯の加入者についてそれぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で、世帯ごとに計算して、納税義務者である世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は、月割りの計算になります。

「所得割」：加入者ごとに平成24年中の総所得金額等から基礎控除額を引いたものに税率を乗じて算出
「均等割」：加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出
「平等割」：1世帯当たりの年額

医療保険分および後期高齢者支援金分：0歳から74歳が対象です。75歳になる場合は、誕生月の前月までを月割りで計算します。

介護保険分：40歳から64歳が対象です。40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算します。



より便利になりました 外国人も住基ネットの運用開始

平成25年7月8日から外国人の住民にも住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)の運用が開始されました。

■問い合わせ 市民課戸籍住民係 ☎(21)0252

「利用できるサービス」は?
一部の行政機関で住民票の写しの提出が省略できるなど手続きが簡略化されます。
住所以外の市区町村でも住民票の写しの交付を受けられます(運転免許証・在留カード等の提示が必要)。
行政手続きのインターネット申請ができるようになります。(住基カードが必要)

「住基カードを作る」には?
希望により住基カードの交付が受けられます(手数料500円が必要)。運転免許証、在留カード等2点以上の本人確認書類をご提示ください。

「住民票コード」は?
住民票コードは、住民票の基情報(住所・氏名・性別・生年月日など)を全国の市区町村間でネットワーク化することにより、日本の公的機関で全国共通の本人確認ができるシステムです。

「住民票コード」とは?
住基ネットは、住民票の基情報(住所・氏名・性別・生年月日など)を全国の市区町村間でネットワーク化することにより、日本の公的機関で全国共通の本人確認ができるシステムです。

公的個人認証サービスの停止について(お知らせ)

7月に認証局の秘密鍵更新作業が実施されます。このことに伴い、次のとおり公的個人認証サービスの一部が利用できなくなります。利用者の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ① 7月29日(月)～7月30日(火) … 市町村窓口で電子証明書の発行・失効業務
- ② 7月26日(金)～7月30日(火) … 公的個人認証サービスポータルサイトのオンライン窓口

■問い合わせ 市民課戸籍住民係 ☎(21)0252

平成25年度 国民健康保険税率等

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	8.1%	8.5%	2.8%	2.9%	1.9%	2.0%
均等割額	2万2000円	2万3100円	7700円	8000円	9000円	9400円
平等割額	1万5500円	1万6200円	5200円	5400円	4600円	4800円
賦課限度額(年間)	51万円		14万円		12万円	

医療費を大切に!
皆さんが納める保険料は、病気やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えれば、給付の費用が増えます。

外来・入院時の医療費の支払いが軽減されます
「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、食事代の標準負担額が減額されたり、医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、経済的な負担を軽減することができます。
現在、認定証をお持ちの人で、引き続き認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

高齢受給者証更新のお知らせ
国保に加入している70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお届けします。
お手元に「高齢受給者証」が届きましたら記載事項を確認し、8月1日から新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関の窓口にて提示してください。
有効期限を過ぎた「高齢受給者証」は、保険課、各地域局、各地域市民センターへ返却をお願いします。

認定証の種類と内容

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	食事代が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

※所得状況によって自己負担限度額が変わります。